

居住安定援助計画認定基準

1 規模（面積）

一般住宅	共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）（※2）
○新築住宅 各住戸の床面積が25㎡以上 （ただし、共同利用に適した台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室がある場合は18㎡以上）	○原則 - 住宅全体の面積が15㎡×居住人数+10㎡以上 - 各専用部分の床面積が9㎡以上
○既存住宅（※1） 各住戸の床面積が18㎡以上 （ただし、共同利用に適した台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室がある場合は13㎡以上）	○ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅（※3） - 住宅全体の面積が「15B+22C+10」（単位：㎡）以上 B：ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 C：ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数 - 各専用部分の床面積が次の基準を満たしていること ひとり親世帯向け居室：12㎡以上 ひとり親世帯向け居室以外：9㎡以上 - ただし、住宅全体の面積が「15B+24C+10」（単位：㎡）以上の場合は、各専用部分の床面積が次の基準を満たしていること ひとり親世帯向け居室：10㎡以上 ひとり親世帯向け居室以外：9㎡以上

（※1）既存住宅について

- 建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅が対象。

（※2）共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）について

- 共同利用する居間、食堂、台所、その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅が対象。
- 各専用部分の定員は1名。
- 各専用部分の床面積には、専用部分に備付けの収納設備の床面積を含み、他の設備の床面積は含まない。
- 居住人数には、当該住宅に居住する賃貸人も含む。

（※3）ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅について

- 「入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲」にひとり親世帯を含む共同居住型賃貸住宅が対象。
- 各専用部分の定員は、ひとり親世帯向け居室は1世帯。ひとり親世帯向け居室以外は1名。
- 各専用部分の床面積には、専用部分に備付けの収納設備の床面積を含み、他の設備の床面積は含まない。
- 居住人数には、当該住宅に居住する賃貸人も含む。

2 構造

- ① 消防法、建築基準法等に違反しないものであること
- ② 耐震性があること（新耐震基準に適合していること）（※4）

（※4）旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）の建物であっても耐震性があれば登録可能

3 設備

一般住宅	共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）
・各住戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えること （ただし、台所、収納設備及び浴室又はシャワー室は、共同利用に適したものがある場合、各住戸に備えなくてもよい）	○原則 ・住宅の専用部分か共用部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場を備えること ・便所、洗面設備及び浴室又はシャワー室は定員5人に1つ以上の割合で備えること （例えば、定員4人であれば各設備は1つ、6人であれば2つ必要） ○ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅 ・住宅の専用部分か共用部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場を備えること ・共用部分に少なくとも1つの浴室を備えること ・便所、洗面設備は定数（入居者の定員＋入居世帯の定数）3世帯に1つ以上の割合で備えること ・浴室又はシャワー室は定数4世帯に1つ以上の割合で備えること

4 賃貸条件・居住安定援助の基準 その他

- ① 住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないこと
- ② 専用住宅（※5）の戸数が1戸以上であること
- ③ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
- ④ 要援助者（※6）に対して、1日1回以上の安否確認、月1回以上の見守り、福祉サービスへのつながりを提供すること
要援助者以外の入居者に対しては、必要に応じて上記に準ずる居住安定援助を提供すること
- ⑤ 居住安定援助の提供の対価が不当に高いものでないこと
- ⑥ 国の基本方針及び地方自治体の賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること
- ⑦ 事業者が法第42条に規定する欠格条項に該当しないこと

（※5）認定住宅のうち、入居者を要援助者及び同居するその配偶者等に限定した住宅

（※6）安否確認・見守り・福祉サービスへのつながりのすべての居住サポートを必要とする要配慮者